

## 一般社団法人日本家族看護学会 総務委員会

(名称)

### 第 1 条

一般社団法人日本家族看護学会(以下、本会という)は、定款第 38 条にもとづき、理事会のもとに総務委員会(以下、委員会という)を置く。

(目的)

### 第 2 条

委員会は、本会定款第 3 条の目的を達成するために、本会の円滑な運営活動を行うことを目的とする。

(活動)

### 第 3 条

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 総会、理事会その他この法人の運営に関する事項
- (2) 定款、規程その他法規に関する事項
- (3) 関係官公庁、諸団体その他渉外に関する事項
- (4) 予算、決算及び資金の運用、管理に関する事項
- (5) 事務局との調整に関する事項
- (6) 諸契約に関する事項
- (7) その他、他の委員会に属さない事項

(構成)

### 第 4 条

委員会は、委員長 1 名を含む計 6 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員は、理事長、副理事長、庶務担当理事、会計担当理事、幹事若干名とする。委員候補者は委員長が理事会で推薦し承認を得る。委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

### 第 5 条

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を総括する。委員会は、委員の過半数以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

(規程の変更)

### 第 6 条

本規程の改廃は、理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

## 第 7 条

この規程に定めるもののほか,委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り,理事会の承認を得て定める。

## 附 則

この規程は,令和 4 年 9 月 10 日から施行する。